

第3次山辺町行財政改革大綱

～町民とともに輝く 魅力ある行政の推進～

平成28年7月改訂

山 辺 町

【目次】

第1章	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1. これまでの取り組み	
	2. 行財政改革の必要性	
第2章	第3次行財政改革大綱の基本的な方針・・・・・・・・	3
	1. 基本方針と目標	
	2. 推進期間	
	3. 進行管理	
	4. 推進体制	
第3章	第3次行財政改革大綱の施策体系・・・・・・・・	4
第4章	第3次行財政改革大綱の具体的な取り組み・・・・・・・・	5
	1. 町民と行政が協働で育むまちづくり・・・・・・・・	5
	【1】町民と行政の協働関係の推進	
	①町民主体の地域づくり活動の推進	
	②自主防災活動の充実	
	【2】町民ニーズの把握と積極的な行政情報の発信	
	①町民の声を反映させる行政運営	
	②行政情報の発信	
	③窓口サービスの充実	
	2. 信頼される行政の推進・・・・・・・・	7
	【1】行政組織体制の見直し	
	①効率的な組織体制の構築	
	②適正な定員管理	
	【2】職員の人材育成と意識改革	
	①人材育成基本方針に基づいた職員育成	
	②人事評価制度の推進	
	【3】安心できる生活環境の整備	
	①危機管理体制の充実	
	②情報セキュリティの確保	
	3. 効率的な行財政運営の推進・・・・・・・・	9
	【1】継続的な行財政改革の推進	
	①財政健全化の推進	
	②事務事業の見直し	
	③指定管理者の活用及び民間委託の推進	
	④公共施設等の適正な管理	
	⑤広域的な行政運営の推進	
	【2】自主財源の確保及び受益と負担の適正化	
	①収納体制の強化と滞納対策の推進	
	②遊休財産の売却促進	
	③ふるさと納税の推進	
	④受益者負担の適正化	

第1章 現状と課題

1. これまでの取り組み

本町では、平成18年度から平成22年度までの5ヵ年を推進期間とする「山辺町行財政改革大綱」及び「山辺町行財政改革実施計画」を策定し、事務事業の総点検・見直しを行い、224項目にわたる具体的な取り組みを掲げ、行財政改革を推進してきました。定員管理や給与の適正化、事務・事業の見直し、補助金・助成金・負担金の見直し、事務事業の評価検証、電子自治体の推進、指定管理者制度^{*1}の導入等の取り組みが図られ、それにより基金への上積みを行うなど、危機的な財政状況を回避し、一定の成果を上げてきました。

また、平成23年度から平成27年度までを期間とする第2次山辺町行財政改革では、より効率的で質の高いサービスの視点とコスト意識の徹底に努め、コンパクトな行政基盤の形成と継続を図るとともに、町民生活の向上、地域の個性や特色を活かした「きらりと輝き続ける、協働のまちづくり」をめざして、全職員が共通の認識をもって行財政改革に取り組んできました。

結果として、平成26年度までに財政調整基金^{*2}として約1億8百万円を基金へ上積みし、また、山辺中学校整備基金として平成26年度までに総額約6億3千2百万円の積み立てを行い、山辺中学校改築事業を実施しています。町民の理解と協力による行財政改革の成果と言えます。

2. 行財政改革の必要性

全国的な人口減少や少子高齢化の進行、ますます加速するグローバル化の進展等の社会経済情勢の変化を背景として、自治体への期待や求められる役割が大きく変化しています。

平成26年度決算における本町の財政健全化判断比率^{*3}は、実質公債費比率^{*4}11.2%で前年度比0.7%の減となっているものの、山辺中学校改築事業等の大規模事業の実施に伴う地方債の発行などにより、将来負担比率^{*5}80.8%と前年度比32.8ポイントの増となっており、国が定めた基準をクリアしているものの、後年度への負担割合が増しています。さらに、経常収支比率^{*6}は94.7%と、前年度比3.0ポイントの増、県内の町村平均を7.6ポイント上回り、長期的視点にたった財政健全化への対策が喫緊の課題となっています。

今後も、これまでの起債の償還を始め、山形広域環境事務組合によるごみ処理場施設の建設に伴う負担金ならびに山形市に対する消防事務委託料などの負担が見込まれる一方、税収等自主財源の伸びは期待できず、また、公共施設の改修・更新や社会インフラの長寿命化など、財政需要が山積しているなかで、より一層厳しい財政運営が想定されます。

こうしたなか、限られた資源を有効に活用し、的確な行財政運営と効果的かつ効率的で住民満足度の高い行政サービスを提供するには、行財政改革の取り組みを単なるスクラップに終わらせることなく、政策の実現による行政サービスの質の向上につなげていくことが求められます。

したがって、第3次山辺町行財政改革大綱では行政サービスのさらなる「質」の向上を目指しながら、より一層の行財政改革を推進するものとします。

第2章 第3次行財政改革大綱の基本的な方針

1. 基本方針と目標

第3次行財政改革大綱においては、人口減少・高齢社会の中で、地域の活力と行政の連携をさらに強化し、まちづくりの活性化と町内経済の循環を促進し、持続性のあるまちづくりを進めるため、事務事業の整理とより質の高い行政サービスを提供できる組織づくりの視点から行財政改革を推進します。

これまでの行財政改革の成果を十分に活用しながら、行政サービスの質の向上を目指すとともに、次に掲げる3つの基本方針を第3次行財政改革大綱の目標とします。

1. 町民と行政が協働で育むまちづくり
2. 信頼される行政の推進
3. 効率的な行財政運営の推進

2. 推進期間

第3次行財政改革大綱の推進期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3. 進行管理

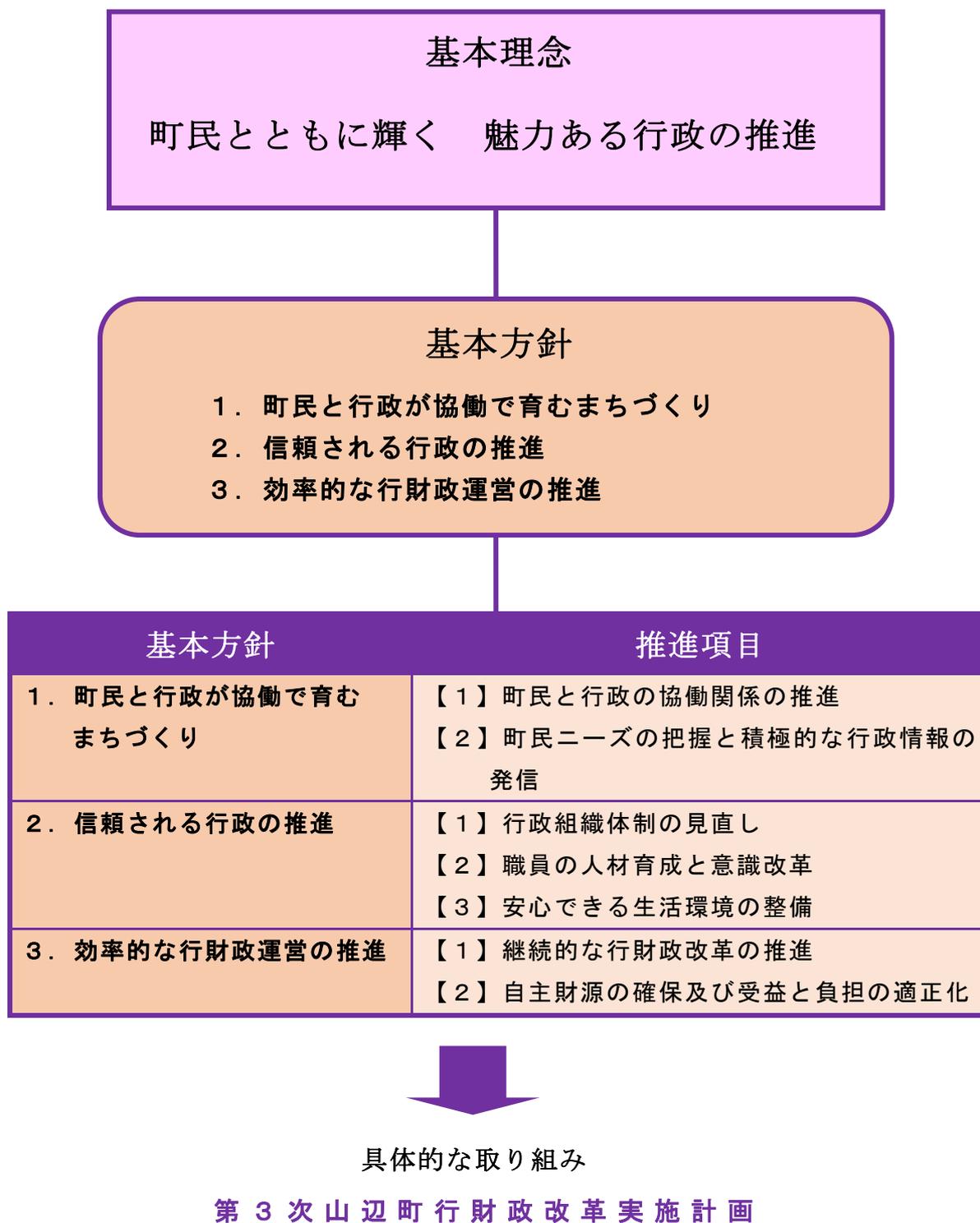
行財政改革を計画的に推進するとともに、より高い実効性を確保するため、各年度の取組内容を具体的に示した「第3次山辺町行財政改革実施計画」を策定します。実施計画では、改革の推進項目に沿って行財政改革取組推進状況シートを作成し、推進目標や最終年度である平成32年度までの取組計画を具体的に掲げます。

4. 推進体制

本部長を町長、副本部長を副町長及び教育長とし、全課長及び事務局長で構成する「山辺町行財政改革推進本部」において行財政改革の推進に係る総合調整を行うとともに、実施計画による進行管理を行います。全職員で改革の必要性・重要性を再認識し、一丸となって取り組みます。

また、行財政改革の進捗状況については、町のホームページ等を通して、広く公表します。

第3章 第3次行財政改革大綱の施策体系



第4章 第3次行財政改革大綱の具体的な取り組み

1. 町民と行政が協働で育むまちづくり

地方分権改革^{*7}の進展に伴い、今後のまちづくりに向けて、さらに町民に情報を発信するとともに共有しながら、町民の町政への参画と協働を推進していくことが大切であり、地域の実情や町民ニーズを把握するための体制づくりと積極的な広報広聴活動の充実を図ります。

また、人口減少、高齢社会の中で地域の力をあらためて見直し、ブロック協議会を核とした地域に根差したまちづくりを推進します。地域が主体的に行う特色あるコミュニティ活動への支援策を充実させるとともに、地域と行政が相互に連携しながら事業を進められるような支援体制や業務の整理を行います。町民と情報を共有しながら、町政への町民の積極的な参加・参画を求めることにより、地域の活力を生かした町民主体のまちづくりを推進します。

【1】町民と行政の協働関係の推進

①町民主体の地域づくり活動の推進

全町的なブロック協議会の組織化の推進に伴い、新たな住民組織と行政の適正なパートナーシップに基づく協働のまちづくりを推進します。

ブロック協議会を核とした、地域福祉、防災・防犯、環境美化、青少年の育成などの活動や、町民が自主的に企画・運営を行うコミュニティ活動への支援策を充実させるとともに、地域担当の職員が積極的に活動に参加し、町民主体の地域づくりの推進を図ります。

②自主防災活動の充実

ブロック協議会の組織化に併せて、安心安全なまちづくりに向けた危機管理体制の構築を推進します。

災害発生時の地域防災力を向上させるため、地域住民による自主的な防災組織の整備を促進し、自主防災組織率の向上を図ります。

【2】町民ニーズの把握と積極的な行政情報の発信

①町民の声を反映させる行政運営

町民の意見を幅広くかつ的確に把握し、町の政策や施策に反映させていくため、町長と語る会や町政懇談会など町民と直接対話できる場を設け、町民の皆さんと行政との相互理解を深め、町民参加によるまちづくりを推進します。

また、町の基本的な計画等を立案する過程において、広く町民の意見を受け入れ町政運営に反映させるため、委員会や審議会からの意見聴取のほか、計画の特性に応じて意見の公募（パブリック・コメント）を行います。そのほか、アンケート調査等を実施しながら、町民ニーズの把握に努め、新たな施策の展開等を図ります。

②行政情報の発信

紙面の充実により多くの町民の皆さんから愛読される広報紙の作成、ならびに新しい情報掲載に心がけた見やすく、検索しやすいホームページづくりに努めるほか、新聞への町政広報掲載について行政目的に応じて柔軟に実施し情報発信を強化します。

また、ホームページ等を活用して、ふるさと納税制度などによる町の魅力発信を積極的に行います。

③窓口サービスの充実

便利で快適な窓口サービスが受けられるよう、利用者の視点に立った満足度の高い窓口サービスの充実を図ります。来町された方が目的とする窓口にスムーズに到達することができるよう各窓口の連携を深め対応します。

また、行政手続のオンライン化を推進することなどで、町民サービスの向上を図ります。

2. 信頼される行政の推進

昨今の社会情勢の変化に呼応するように、町民のニーズや行政課題もまた変化を続けており、それに伴って行政を担う職員に必要とされる能力にも多様化が求められています。今後ますます高度化・多様化することが予想される行政課題や地域課題に限られた人員や財源の中で、迅速かつ的確に対応していくため、効率的・機能的な組織体制を構築していきます。

また、人材育成基本方針^{*8}や人事評価制度に基づき、職員の意識改革と能力の向上を図り、行政サービスの一層の充実に努めます。

さらに、危機管理体制の充実を図ることにより、町民が安心して生活できるまちづくりを推進します。

【1】行政組織体制の見直し

①効率的な組織体制の構築

総合計画の目標達成を図るために、政策課題や施策課題を把握検証し、事務を効率的に運営できる組織体制を随時検討しながら、スピーディーな意思決定による事業の推進及び社会経済情勢の変化や新たな行政需要等に対応できる効率的・機能的な組織体制を整え、さらなる町民サービスの充実を図ります。

②適正な定員管理

行政に対しては、引き続き町民の安心安全の確保、行政サービスの安定的な供給、新たな行政需要への対応等、総合計画の政策実現に向けた取り組みが求められています。

将来的な行政需要と職員数の状況を十分考慮した職員確保について、定員管理計画に基づき適正な定員管理に努めます。

【2】職員の人材育成と意識改革

①人材育成基本方針に基づいた職員育成

社会情勢の変化や多様化する町民ニーズへの対応、そして町民との協働の推進には、さらなる職員の意識改革や能力の向上を図ることが必要となります。

このため、人材育成基本方針に基づき、熱意を持って、物事を粘り強くやり遂げる職員、「気づき」を大事にするとともに、経営感覚とスピード感を持った職員、自分で自分を育むことができる「創造型人材育成」に取り組む職員を目指し、町民から信頼される職員の育成を図ります。

また、各種職員研修により、職員自身の自己研鑽や自己啓発を促進するとともに、様々な機会を通して職員の意識改革と能力の向上を図ります。

②人事評価制度の推進

職員には、これまで以上に専門的な知識や能力が要求されるとともに、組織としての課題を自ら発見し、自ら解決する力を向上させることが求められています。

そのため、業績評価と能力・態度評価の2つの評価による人事評価制度を推進し、職員の能力向上を図り、行政サービスの一層の充実に努めます。

【3】安心できる生活環境の整備

①危機管理体制の充実

町民の生命・財産の安全を確保するため、災害等の緊急時における情報伝達体制を確立し、町民が安心して生活できるまちづくりを推進するため、危機管理体制の充実を図ります。

また、防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚と、職員の危機管理能力の向上を図り、災害発生時において被害を最小限にとどめるための適切な対応ができるよう努めます。

②情報セキュリティの確保

行政情報化の進展や、マイナンバー制度の導入開始により、情報セキュリティの確保が重要となっています。行政情報の取り扱いは、情報セキュリティポリシー^{※9}により適切に対処します。

3. 効率的な行財政運営の推進

限られた財源や組織のなかで、効率的な行財政運営を進めるためには、最小の経費で最大の効果をあげていくことが求められています。

本大綱の推進期間内においても限られた予算内で効率的な事業を推進するため、各事務事業の評価・検証・改善を行うとともに、常に緊急性や優先度、波及効果の有無を多角的に検証しながら、継続的な歳出抑制と事業の「選択と集中」に努めます。

また、歳入の面からも安定的な自主財源の確保として、引き続き収納体制や未納者対策の強化を図り、収納率の向上と維持に努めるとともに、使用料、利用料、手数料、その他の収入についても、社会情勢の変化、類似団体の状況等を勘案しながら、受益者負担の適正化の観点に基づき推進期間内での見直しを検討し、可能なところから実施します。

【1】継続的な行財政改革の推進

①財政健全化の推進

長期的な財政推計に基づいた財政計画の策定、新地方公会計制度の導入を行い、ホームページ等で財政状況を公表し、財政の透明性を高めながら健全な財政運営に努めます。

また、各種団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性や公益性が確保されているか、また補助の目的や効果が薄れているものがないかなどを再度検証し、必要なものについて見直しを行います。

投資的経費^{*10}については、引き続き公債費の抑制等を図るためにも事業規模を抑えていく必要があることから、新規事業の精選はもとより、継続事業についても事業内容の見直しなどを行い、単年度負担の平準化や優先順位による事業の延伸等を検討し、計画的な経費抑制に努めます。

このような取り組みを継続し、計画的に財政の将来負担額の軽減を図るとともに、これまで積み立ててきた貯蓄である財政調整基金の残高を維持しつつ、長期に安定した財政基盤の確保と持続可能な行政運営を目指します。

②事務事業の見直し

行財政改革の推進項目については、各年度の推進計画と取組推進内容の検証による精査や見直しを行い、より最少の経費で最大限の効果が発揮される事業の推進管理と経費の抑制に努めます。

各事務事業については、総合計画、予算、評価の連動と情報の共有による一貫性のある事業の推進管理に努めていくため、事務事業取組評価検証シートを活用し、P D C Aサイクル^{*11}により、総合計画の実現に向けた効率的・効果的な事業の推進と継続的な事務事業の改善につなげていきます。

また、職員の業務の改善等に関する提案を推奨することにより、町民サービスの向上ならびに行政事務の効率化を図ります。

③指定管理者の活用及び民間委託の推進

現在、指定管理者制度を導入している施設について、指定管理者が町との協定に従って各施設において適正かつ確実なサービスを提供しているかを検証するとともに、協定内容及び管理に係る課題の整理、採算性などを考慮し、適正な制度運用及び管理料の設定に努めます。

また、町が行っている業務や施設のうち、民間の技術や能力を生かすことにより、効果的に町民サービスができるものについて、事務事業の効率化・合理化、直営で行う必要性・経済性等、多様な観点から検討を行い、民間への委託化を推進します。契約の一本化についても検討を行い、経費の削減に努めます。

④公共施設等の適正な管理

厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、既存の公共施設等の全体の状況を把握し、公共施設等総合管理計画を策定します。計画に基づき、長期的な視点で、施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担の軽減や平準化、公共施設等の最適な配置の実現に取り組みます。

⑤広域的な行政運営の推進

現在、3市2町（山形市、上山市、天童市、中山町、山辺町）において、相互に役割を分担し、連携を図りながら、それぞれの区域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせるよう山形定住自立圏を形成しています。

今後も引き続き、医療、福祉、産業、消防などの生活機能の強化や、ネットワークの強化など、これまで以上に協力・連携を図れる点について十分な話し合いを行いながら、山形広域行政圏全体の利便性向上に向けた推進調整を図ります。

【2】自主財源の確保及び受益と負担の適正化

①収納体制の強化と滞納対策の推進

歳入を確実に管理・徴収し、納税秩序を維持するため、全庁的に緊密な連携体制を確立することが必要です。関係各課と連絡連携を図りながら、組織全体での収納体制を強化するとともに、滞納防止や滞納整理等の対策についても納税者の状況を十分考慮しながら、滞納対策事務を適正に推進します。

収納対策室を中心とし、収納対策基本計画に基づき収納率の向上を図ります。

②遊休財産の売却促進

これまでも公有財産の適正管理の面から普通財産等の処分を行ってきましたが、利用予定のない町有の遊休財産についても、計画的な処分を図り、歳入確保に努めます。

③ふるさと納税の推進

ふるさと納税制度による寄附金を「ふるさと応援基金」に積み立て、適正に管理運営し、貴重な財源としてまちづくり事業に役立てます。

④受益者負担の適正化

使用料及び手数料については、受益者負担の適正化の観点に基づき、社会情勢の変化、類似団体の状況等を勘案しながら、減免基準も含めて見直しを行います。

【用語注釈】

※ 1 指定管理者制度

平成15年度の地方自治法の一部改正により、公共的団体に限られていた公の施設の管理運営を民間事業者に委ねることができる制度です。

※ 2 財政調整基金

経済の不況等による大幅な税収入の減や、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされるような場合に備えて、財源に余裕があるときに積立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金です。

※ 3 財政健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。

※ 4 実質公債費比率

一般会計が負担する借入金の元利償還金及びこれに準ずる償還金の標準財政規模に対する割合です。

家計に例えると、年収に占めるローン返済額の割合となります。

※ 5 将来負担比率

一般会計等が、将来において返済や支払いが必要となる金額（実質的な負債）の標準財政規模に対する割合です。

家計に例えると、将来において、返済や支払いが必要となる金額（ローン残高等）の年収に占める割合となります。

※ 6 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。

人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率です。

※ 7 地方分権改革

住民に身近な行政は、できる限り地方自治体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す改革です。

※ 8 人材育成基本方針

「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」において、地方公共団体に策定を求めているもので、各地方公共団体における職員のありべき姿や、求められる人材像を明確にするためのものです。

※ 9 情報セキュリティポリシー

組織における情報資産のセキュリティ対策について、総合的かつ具体的にまとめた基本方針をいいます。

※ 10 投資的経費

道路や学校の建設など、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が将来に残るものに支出される経費をいいます。普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費に分かれます。

※ 11 P D C Aサイクル

継続的に業務を改善する経営管理手法で、改善活動のプロセスを「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（点検）」「Action（改良）」の4つに分類し、このサイクルを回すことで、継続的に事業活動を改善するというものです。

第3次山辺町行財政改革大綱
～町民とともに輝く 魅力ある行政の推進～

－山辺町行財政改革推進本部－

住所／〒990-0392

山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

事務局／山辺町政策推進課企画情報係

TEL／023-667-1110

FAX／023-667-1112